令和4年第4回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和4年4月12日、午後3時から、市役所6階601・602会議室において、 令和4年第4回稲城市教育委員会定例会を開催する。
- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明(教育長)

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長﨑 健

学務課長 町田 義信

指導課長 髙橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。
 - (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
 - (2) 日程第2 会期の決定
 - (3) 日程第3 教育行政報告
 - (4) 日程第4 第9号議案

「令和 5 年度使用稲城市立小·中学校特別支援学級教科用

図書採択要領について」

(5) 日程第5 第10号議案

「令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用

図書の調査・研究の諮問について」

(6) 日程第6 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和4年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いたしま す。

> それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思います。 ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、三戸委員に お願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。 次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、 各課長より報告いたします。

〔教育行政報告〕

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について

- 2 寄附について
- 3 令和3年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰受章について
- 4 令和3年度稲城市教育委員会児童・生徒表彰式について

学務課長 1 不登校による欠席児童・生徒数について(3月分)

- 2 令和4年度小学校入学予定児童の安全帽子の配布について
- 3 学校給食費未納者に督促状発付
- 4 新型コロナウイルス感染症による稲城市立学校の学級閉鎖等の状況について

指導課長 1 担当者事業について

- 2 その他について
- 3 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育活動の振興について

- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 文化財の保護と普及について
- 4 生涯学習推進事業について

- 5 放課後子ども教室参加状況について(2月分)
- 6 公民館主催事業の実施状況について
- 7 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 8 生涯学習課利用統計について (iプラザ2月分)

学校給食課長

- 1 学校給食共同調理場の稼働終了について
- 2 学校給食野菜に関する情報交換会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催行事について
- 4 巡回資料展示会について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について

教育長 教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第4 第9号議案「令和5年度使用稲城市立小・中学校 特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。

本案につきましては、令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級 教科用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるの で、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。 指導課長。

指導課長 それでは、令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書 採択要領(案)につきまして、ご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に 関する法律、その二つの規定に基づき、毎年使用する前年度の8月31日ま でに採択を行っておりまして、本案は令和5年度使用教科用図書の採択に 向け、採択要領を定めるものでございます。

1、目的でございます。

この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるといたしております。

2、採択の方法でございます。

小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、さらに

文部科学省検定外の教科用図書から、種目ごとに採択することになります。 なお、小学校及び中学校の検定教科書、つまり通常の学級で使用している教科書が採択された場合には、稲城市立小・中学校で使用している教科書と同一のものを使用することになります。

- 3、採択の方針でございます。
- (1) 留意事項としまして3点ございます。
- 1点目といたしまして、稲城市立小・中学校教科用図書採択についての 方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限にお いて適正かつ公正に行うこと。
- 2点目といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮すること。
- 3点目といたしまして、稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすること といたしております。
- (2)には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮すること等の方針を記載してございます。
- (3)といたしましては、調査研究につきまして、主に内容と構成上の区分について調査研究を行うこととしております。
 - 3ページをご覧ください。
- (4) といたしまして、十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主 たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択するとしており ます。

なお、この(3)、(4)につきましては、詳しい調査研究について、今 年度もしっかり行っていくこととしております。

- 4、採択の時期でございますが、令和4年8月31日までの採択を行うと しております。
 - 5、採択のための機関・組織・職務でございます。
- (1)教育委員会、(2)として審議会、(3)として調査研究委員会。 この三つの機関・組織・職務を記載のとおり定めてまいりたいと存じます。
 - (2) の審議会につきまして、4ページをご覧ください。
- ③定数・組織につきまして、特別支援学級設置校長6人から成る組織といたします。審議会におきまして、調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告いただくものでございます。
- さらに、(3)調査研究委員会につきましては、審議会の下部組織として、 各特別支援学級設置校に調査研究委員会を設置し、教科用図書の調査研究 を行います。

5ページをご覧ください。

中段下の6、留意事項でございます。

(1)といたしまして、公正な採択を期するため、公表については慎重 に取り扱うものとします。 (2) といたしまして、公正確保のために、記載のとおり定めてまいりたいと存じます。

6ページにございます7、8、9につきましては記載のとおりとなって おります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願い いたします。

今泉委員。

今泉委員 この採択要領ですけれども、無論、今回が初めてのものではないと思う のですが、以前と何か大きく変わった点があれば教えてください。

教 育 長 指導課長。

指導課長 記載自体につきましては、大きな変更等はございません。ですが、先ほど述べさせていただきました2ページの3、採択の方針の(3)、こちらの調査研究をする内容としてのア、内容とイ、構成上の工夫、この視点、それから3ページの(4)になります十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主たる教材としてしっかりと採択するというところで、昨年度もこの点については、詳しい調査研究をというご指示をいただいておりますので、今年度につきましてもそこについては、今後審議会及び調査研究委員会には指示してまいりたいと存じます。

以上です。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

確かにここの(3)、(4)、大事なところだと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

あと、もう一点。そこの上の(2)ですけれども、学校・市民・保護者の意見を踏まえた調査研究の充実に努めることということと、あと5ページのところの保護者の意見を参考にしてということですが、今、在籍している保護者の方からの意見等は聞きやすいかなとは思うのですけれども、1年間利用してみて、その結果の意見なんかも上手に聞けているのでしょうか。

教 育 長 指導課長。

指導課長 今年度につきましては、今回の採択要領の中では、この保護者への意見 の募集につきまして、当然ながら昨年度お子さんが特別支援学級に通って いらっしゃれば、それを基にご意見を頂戴することになると思います。

> 今回、新規で入られる保護者の方につきましては、ご要望等ありました ら、それを踏まえて、各校の調査研究委員会のほうでご意見をまとめたい と考えています。

以上です。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

特にこれから入ってくるお子様の保護者の方だと、どういうものかなというのが分からないと思うので、その辺りうまく引き出せるような形でご意見・ご要望を聞けるようにしていただければなと思います。 以上です。

教育長よろしいですか。ほかに。杉本委員。

杉本委員 今泉委員のご質問とちょっと同じ箇所になるんですけれど、2ページ目の3、採択の方針の(2)学校・市民・保護者の意見の箇所の市民について、市民からの意見聴取をどのようにするかということについて確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

教 育 長 指導課長。

指導課長 市民の皆様からのご意見等につきましては、ふれんど平尾にあります教育センター内にメディアセンターを設置しております。そちらのご案内をさせていただくということで、そちらに参考となるものをご用意してご意見を募りたいと考えております。

以上です。

教 育 長 杉本委員。

教 育 長 指導課長。

指導課長 周知はしているものと認識しておりますが、十分かと言われますと、まだ手を尽くせることはあるかなと思いますので、その点につきましては、例えば市のホームページですとか、このタイミングでのご案内、新しいお知らせとして載せる等、そういった工夫は事務担当と進めてまいりたいと思います。

以上です。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 開かれた教科書採択ということが国のほうからも示されているかと思いますので、また国のほうでも示しているこの法定的な展示期間というのもあるかと思います。そういったものなどに合わせるような形も一つの方法かと思いますけれど、国全体がこの時期は教科書採択の時期ということで、教科書についての周知を国民や市民等に十分するという、そういった期間でありますので、本市でも市民の方に教科書をより広く見ていただいて、意見をいただくと、それを基に私たちが、この採択要領によると、それを踏まえて私たちが初めて採択ができるということになりますので、採択のときには市民、そして先ほどのやり取りのご意見があった保護者の意見も、情報を十分にいただいた上で、採択に臨みたいと思います。よろしくお願いします。意見ということで結構です。

教育長 ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第9号議案「令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決いたしま した。

次に、日程第5 第10号議案「令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

本案につきましては、令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級

教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるので、提出するものです。

詳細につきましては、指導課長より説明いたします。 指導課長。

指導課長 それでは、お手元の資料の8ページをご覧ください。

令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づきまして、教科用図書の採択を適正かつ公正に行うため、小・中学校の特別支援学級設置校長から成る審議会に調査研究を諮問するものでございます。

本案をご承認いただきました後に、審議会長に諮問をしていただきまして、令和4年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会におきまして採択をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長 以上で、第 10 号議案「令和 5 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学 級教科用図書の調査・研究の諮問について」の詳細説明が終わりましたの で、これより質疑をお願いいたします。

よろしいですか。

(質疑なし)

教 育 長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第10号議案「令和5年度使用稲城市立小・中学校特別支援 学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第 10 号議案は原案のとおり可決いたしま した。

次に、日程第6 報告事項を議題といたします。

報告事項は人事案件であることから、非公開といたしたいと思いますが、 ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、報告事項は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

(これより報告事項は非公開審議)

(非公開審議会議録は別紙)

(これにて報告事項の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※退席した職員が入室する。

教育長 再開いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後 4時 10分閉会)